

省 令

○厚生労働省令第七十七号
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第七条第一項の規定に基づき、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年六月三日

厚生労働大臣 田村 憲久
厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年厚生労働省令第八十九号）の第一条中、「三十月」を、「四十八月」に改める。

附 則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

訓 令

○内閣府訓令第二十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年五月十六日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令
内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項9中、「都市安全確保計画策定事業」を、「都市再生安全確保計画策定事業」に改め、同項中13を14とし、12を13とし、11を12とし、10の次に次のように加える。
11 少子高齢化・環境対応等復興モデル事業に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十五年五月十六日から施行する。

告 示

○国家公安委員会告示第十七号

警備業法（昭和四十七年法律第七十七号）第二十三条第三項の規定により登録した有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年六月三日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司
有限会社航空保安警備教育システムの代表者の氏名

（一）変更前の代表者の氏名 市川 明
（二）変更後の代表者の氏名 中野 直人
変更の年月日 平成二十五年六月一日

○国家公安委員会告示第十八号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、名称の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十五年六月三日

国家公安委員会委員長 古屋 圭司
射撃協会

（一）変更前の名称 公益社団法人日本ライフル射撃協会
（二）変更後の名称 公益社団法人日本ライフル射撃協会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人北海道猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人北海道猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人岩手県猟友会
（二）変更後の名称 公益社団法人岩手県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人秋田県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人秋田県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人秋田県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人秋田県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人秋田県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人秋田県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人秋田県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人秋田県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人茨城県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人茨城県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人栃木県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人栃木県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人群馬県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人群馬県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人群馬県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人群馬県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人新潟県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人新潟県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山梨県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山梨県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人山口県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人山口県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人徳島県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人徳島県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人徳島県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人徳島県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人徳島県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人徳島県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人愛媛県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人愛媛県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人愛媛県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人愛媛県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人高知県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人高知県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人高知県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人高知県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人熊本県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人熊本県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人熊本県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人熊本県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人熊本県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人熊本県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

（一）変更前の名称 社団法人宮崎県猟友会
（二）変更後の名称 一般社団法人宮崎県猟友会
変更の年月日 平成二十五年四月一日

総務大臣 新藤 義孝